

年会費改定のお知らせ

一般財団法人熊本県社会保険協会は昭和22年設立以来、社会保障制度の普及発展並びに円滑な事業運営に寄与するための広報事業を中心とし、事業主をはじめ被保険者及びご家族の皆様の福利厚生の上昇や健康保持増進を目的とした各種事業に取り組んでまいりました。

これらすべての事業は事業主の皆様から納めていただく会費によって運営されています。

現行の年会費額は昭和22年12月に施行されて以後、様々な社会情勢の変化もありましたが、値上げせず据え置いたまま現在に至っています。

この間、事業の拡充に伴って協会の財政需要も大きくなっていきましたが、経費削減やあっせん事業の拡充など自助努力を重ねて運営を行ってまいりました。

しかしながら、広報誌の作成費用や郵送料金、すべての会員事業所に配布しているテキスト「社会保険くまもと」の購入代金などの相次ぐ値上げや、金融機関における取扱手数料などの値上げもあり、現在の会費収入では会員の皆様に向けた講習会事業や広報事業をはじめ福利厚生事業などのサービスの維持及び拡充が難しくなってきました。

今後の活動をさらに充実、発展させるための財政基盤の確立が喫緊の課題となっている中、令和7年6月に開催された理事会及び評議員会において年会費の見直しが審議され、令和8年度から協会費について、被保険者49人以下の規模の会員事業所を年額500円、被保険者50人以上の規模の会員事業所を年額1,000円加算するものとし、下表のとおり年会費の改定を行うこととなりましたのでお知らせいたします。

被保険者区分 (事業所の被保険者数)	年会費額	
	改定前	改定後
1人～ 9人	3,000円	3,500円
10人～ 19人	4,000円	4,500円
20人～ 29人	5,000円	5,500円
30人～ 49人	6,000円	6,500円
50人～ 99人	7,000円	8,000円
100人～149人	8,000円	9,000円
150人～199人	9,000円	10,000円
200人～299人	12,000円	13,000円
300人～499人	16,000円	17,000円
500人～999人	22,000円	23,000円
1,000人以上	33,000円	34,000円

※令和8年4月1日から適用

※令和8年1・2月号の広報誌7ページにて広報